

告示第168号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号の規定による特定工程及び同条第6項の規定による特定工程後の工程（特定行政庁が同条第1項第2号の指定と併せて指定するものに限る。）を次のとおり指定する。

平成23年10月28日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 中間検査を行う区域

廿日市市全域

2 中間検査を行う期間

平成24年1月1日から平成32年12月31日まで

3 中間検査を行う建築物の用途及び規模

棟ごとに新築する戸数が一の住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満であるもの又は居住以外の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）

4 指定する特定工程

次の（1）から（5）までに掲げる構造の区分に応じそれぞれ定める工程とする。ただし、（1）から（5）までの2以上の工程に該当する場合は、いずれか早期に施工するものを、（1）から（5）までのいずれかの工程を2以上に分けて施工する場合は、2以上に分けた工程のうちいずれか早期に施工するものを特定工程とする。

（1）鉄骨造その他これに類する構造

鉄骨その他の構造部材の建て方工事

（2）鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、組積造、補強コンクリートブロック造その他これに類する構造（（4）に掲げるものを除く。）

2階の床（平屋の場合は屋根版）及びそれを支えるはりの配筋工事

（3）木造その他これに類する構造

柱、はり及び筋かい又は耐力壁の建て方工事

（4）プレキャストコンクリート造その他これに類する構造

屋根及びそれを支えるはりの取付工事

（5）（1）から（4）までに掲げる構造以外のもの

屋根及びそれを支えるはりの工事

5 指定する特定工程後の工程

次の（1）から（5）までに掲げる構造の区分に応じそれぞれ定める工程とする。

（1）鉄骨造その他これに類する構造

鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事（構法上や

むを得ない部位の工事を除く。)

- (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、組積造、補強コンクリートブロック造その他これに類する構造((4)に掲げるものを除く。)

2階の床（平屋の場合は屋根版）及びそれを支えるはりのコンクリート打込工事

- (3) 木造その他これに類する構造

壁の外装工事又は内装工事（構法上やむを得ない部位の工事を除く。）

- (4) プレキャストコンクリート造その他これに類する構造

屋根及びそれを支えるはりの取付工事の接統部が隠れることになる工事

- (5) (1)から(4)までに掲げる構造以外のもの

屋根及び壁の外装工事（屋根ふき工事を除く。）又は内装工事（構法上やむを得ない部位の工事を除く。）

6 適用の除外

法第18条第2項又は法第85条の規定の適用を受ける建築物については、この告示の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この告示は、平成24年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示の規定は、施行日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。ただし、施行日前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものはこの限りでない。
- 3 平成20年4月1日から平成23年12月31日までの間に、法第6条第1項の規定による確認の申請書の提出があったもの、法第6条の2第1項の規定により確認を受けるための書類の提出があったもの、法第18条第2項の規定による計画の通知があったもの又は法第85条の規定による許可を受けるための書類の提出があったものについては、平成20年告示第13号（建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定）の例による。
- 4 平成20年3月31日以前に、法第6条第1項の規定による確認の申請書の提出があったもの、法第6条の2第1項の規定により確認を受けるための書類の提出があったもの、法第18条第2項の規定による計画の通知があったもの又は法第85条の規定による許可を受けるための書類の提出があったものについては、平成17年広島県告示第1298号（建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定）の例による。